

ご挨拶

谷ゆうじ後援会 会長 今井 正人

ようやく過ごしやすい季節となり、秋深まる紅葉が楽しみな時期になりました。後援会の皆様、いかがおすごでしょうか?日頃より後援会活動にご参加、ご協力頂きありがとうございます。

昨年度より、大津市包括外部監査に携わっております。外部監査というのは、地方自治法に定められている平成11年度から実施された制度であり、都道府県、政令指定都市、中核市においては義務づけられています。簡単に言いますと、大津市の中に監査委員がおられ内部監査は行われているが、中核市になったので、外部の人間の監査も受け入れなさい、といったところです。昨年度の監査テーマは「負担金、補助金及び交付金」と「大津市民病院」です。大津市民病院においては、皆さまもご承知の通り、監査の時期を同じくして談合事件や職員着服事件がありました。大津市民病院は規模の大きい医療施設ですが、多額の赤字を計上し続けており、累積の欠損金も86億円となっています。その会計や経営管理もずさんなところも見受けられ、早期の経営改善が望まれる事は監査報告にも記載しております。又、病院の屋上に「ドクターヘリ」と呼ばれるヘリポートがあり、災害などによる重症患者を緊急搬送できるようになっていますが、現実には屋上階までエレベータがない為、重篤な患者は受入れが不可能という状況であります。市民病院は大津市が経営していますので、その赤字は、当然大津市民の税金で賄われます。「税金の垂れ流し…」の感は拭えません。市民病院で働いておられる職員さんや関連業者の方は、まじめに仕事をされておられるのに、どうしてこのような赤字体質なのか、それは「大津市に経営者意識がない」「病院経営の責任者がいない」ではないかと感じました。谷議員も市民病院の運営には関心があり、何度か意見交換をさせて頂きました。



包括外部監査は何か不正を見つけて、それを問いただす、と言うのもではなく、行政の効率性が図られることや、組織・運営の合理化が図られることを監査の過程で指摘することが期待されています。谷議員は議員のお立場で市政運営への指摘をされておられますが、私も、一市民として包括外部監査を通じて何か大津市のお役に立ちたいと思っております。

まちなみ・まもり隊 in 伊勢

平成23年 11月27日(日)開催

平成25年に式年運宮が予定されている伊勢神宮(内宮)を参拝し、江戸時代のまちなみを再現した「おかげ横丁」や二見ヶ浦を散策します。

集合場所・時間 **比叡平** 山中比叡平市民センター前(8:00) **大津京** 大津京駅前ロータリー付近(8:15) **大津駅** 裁判所前付近(8:30)

*なお、帰りは大津駅17:30頃着予定ですが、道路事情で前後する場合があります。予めご了承ください。

行程



大津出発 土山SA 伊勢到着

伊勢神宮(内宮)散策

昼食(岩戸屋)

伊勢名物のてこね寿司、伊勢うどんをお召し上がり頂きます。

おかげ横丁 散策

江戸時代の伊勢参りの頃を再現して誕生した街です。

伊勢神宮出発 (バス移動) 二見ヶ浦到着

夫婦岩の前で記念撮影

二見ヶ浦出発 (バス移動) 大津到着



伊勢神宮



おかげ横丁

会費

大人……………4,500円
小学生以下…3,000円

大津・まもり隊

討議資料

発行:谷ゆうじ後援会

ご挨拶



地方自治は首長と議会による二元代表制によって推進されており、私にはこれを効果的に機能させる責務が課せられています。是々非々の立場で市政運営のチェックをおこない、政策の実現に寄与する提案と提言をおこなっていかねば果たすことのできない責務であり、これからも「7つの視点」に基づき活動してまいります。

この度の後援会ニュースにおいては、5月定例会及び9月定例会でおこなった一般質問のうち、「タニフェスト」の実現に関係する項目を掲載させていただきました。進捗のあった項目もありましたが、全ての項目においてさらなる取り組みが必要であると考えており、今後も最善を尽くしてまいります。

活動報告会においては後援会ニュース掲載内容の他、大津市政の現状について報告をさせていただきます。公私ともにお忙しい時期とは存じますが、ぜひともご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

大津市議会議員 谷 祐治

谷ゆうじ プロフィール

経 歴

昭和48年11月 大津市に生まれる。
大津市立志賀小学校・唐崎中学校卒業。
滋賀県立石山高等学校卒業。
近畿大学理工学部建築学科卒業。
県内建築設計事務所に勤務後、谷祐治まちなみデザイン研究所を設立。滋賀県及び大津市景観審議会委員として景観施策の推進に携わる。
NPO法人滋賀県健康福祉会の代表として高齢者介護事業に従事。滋賀県における協働推進の取組みにも参画。
2007年 大津市議会議員に初当選。大切なものをまもるため、「7つの視点」で議員活動に取組む。
2011年 大津市議会議員2期目当選。

議会人事

大津市議会 施設常任委員会 委員
同 観光振興対策特別委員会 委員

資 格

一級建築士・測量士
滋賀県震災建物応急危険度判定士

所属団体

社団法人 日本建築家協会
社団法人 滋賀県建築士会
社団法人 大津青年会議所
大津商工会議所 青年部
日本景観学会
日本災害復興学会
NPO法人 滋賀県健康福祉会
大津市消防団 滋賀分団 他

活動報告会

下記の日程で活動報告会を開催します。
みなさまのご参加をお待ちしております。

日時 平成23年12月18日(日)
14:00～16:00(予定)

場所 大津ふれあいプラザ 中会議室
明日都浜大津5階
大津市浜大津四丁目1番1号



駐車券のご用意がございません。あらかじめご了承ください。

谷ゆうじ後援会 事務所

〒520-0026 大津市桜野町二丁目1-21
メノンみづほ103号
TEL.077-524-6164 FAX.077-524-6165
ホームページ <http://www.taniyuji.jp/>
E-mail matinami@taniyuji.jp

谷ゆうじのホームページ

大切なもの

まもりたい

ぜひ

ご覧ください!!

谷ゆうじ

検索



大切なものまもりたい 谷ゆうじ新たなスタート

平成23年5月・9月定例会より(質問及び答弁内容は要約しています。)

①
視点

健全で持続可能な行財政運営

財政規律をまもる

大津市土地開発公社の清算を含めた 検討について(5月定例会)

大津市土地開発公社の決算報告書によると、平成22年度末時点において公社が保有する事業用地の総額は約67億2,500万円。大津市土地開発公社の保有資産リストにおける総額は約70億1,660万円であり、このうち約46%が10年以上の長期保有土地となっている。金額が異なるのは、公社が金融機関に支払う利息額と大津市が公社から用地を引き取る際に支払う利息額が異なるからであり、学校法人京都成安学園から分割払いによって支払われている成安造形大学用地の代金については、返済額に利息額が含まれていることから、事業用地の総額に含まれていない。

大津市は、平成21年9月に作成した土地開発公社の経営の健全化に関する計画書において、平成22年度末までに用途が明確でない公社保有土地を解消することを経営健全化に向けた目標の一つとされたが、解消計画を策定するとした13カ所のうち解消できたのは、既に引き取りが実施された用地を含めて3カ所という結果であった。大津市中期財政計画においては、平成23年度以降、毎年度3億円の用地取得費を見込むとされているが、平成23年2月定例会において、土地開発公社のあり方については、第三セクター等改革推進債の活用も含め検討していくとの考えを明らかにされた。発行の期限は平成25年度までとなっているが、大津市は今後どういったスケジュールで清算を含めた検討を行っていくのか。また、検討を実施するにあたり、大津市土地開発公社の現状及び清算する場合の課題等について、外部の有識者に検証いただく機会を設けてはと考えるが、本市の見解は、

答 弁 (総務部長)

今年度は第三セクター等改革推進債の活用を最終的に判断すべき時期であると考えている。このことから、概ね今後のスケジュールとして上半期においては、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきた土地開発公社の存在意義や今後の必要性を考察するとともに、公社の経営指標の分析や社会的情勢の変化を含めた各事業そのものの意義、採算性並びに事業手法の選択等を検討していきたいと考えている。また、財政健全化法による指標や市債残

高、中期財政計画の見直しの状況等から、第三セクター等改革推進債を活用した場合の本市財政への影響、起債活用による費用対効果等についても検討していきたい。

一方、これを受けて、下半期においては、上半期での検討結果をまとめるとともに、他都市の状況やその比較、そして将来的な大津のまちづくりを見据えながら、関係機関あるいは関係課と協議をし、その上で方向性を見極める必要があると考えている。

次に、外部からの専門的な意見をいただくことについては、これらの検証を適正かつ客観的に判断するため、例えば公認会計士等の外部専門家の意見をいただくことは大変重要であると考えている。

谷ゆうじ質問関連報道

「塩漬け土地」解決へ本腰 大津市土地開発公社
本年度中に結論 経営圧迫、解散も視野
京都新聞 平成23年6月10日(朝刊)

大津市土地開発公社を清算する場合に 必要となる取り組みについて(9月定例会)

大津市は先の定例会において、今年度は第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社を清算すべきか、最終的に判断すべき時期であるとの考えを示された。上半期においては、公社の存在意義や今後の必要性を考察するとともに、公社の経営指標の分析や社会的情勢の変化を含めた各事業そのものの意義、採算性、ならびに事業手法の選択等を検討するとされたが、現時点で検討はどこまで進んだのか。用途が不明確なままとなっている、長期保有資産の削減に向けた取り組みの進捗状況と合わせて伺う。

また、財政健全化法による指標や市債残高、中期財政計画の見直しの状況等から、第三セクター等改革推進債を活用した場合の本市財政への影響、起債活用による費用対効果等も検討するとの事であったが、その検討に外部の専門家の意見をどの様に反映させていくつもりなのか。奈良市の場合、平成22年9月に公認会計士、弁護士、大学教授から構成される奈良市土地開発公社経営検討委員会が設置され、公社の経営状況等の評価及び存廃を

含めた抜本的な経営改善策の検討がなされた。平成23年3月には、第三セクター等改革推進債の活用を基本方針にすべきとの報告が奈良市長になされ、これを踏まえた更なる検討が進められている。大津市は平成23年度9月補正予算案において、市有財産有効活用推進事業費として、土地開発公社の健全化・あり方検討経費を計上された。庁内での検討を進めるにあたり、監査法人等から支援を受けるための予算であると認識しているが、土地開発公社の存廃に関する方針を決定するにあたっては、多額の財政負担に対する市民理解を深めるためにも、外部の有識者からなる検討委員会を設置し、公社経営を悪化させた要因等について意見を求めるべきと考える。先の定例会において、庁内でおこなった検証を適正かつ客観的に判断するため、公認会計士など外部の専門家から意見を聞くことは重要であるとの考えを示されたが、今後、どういう形でこれに取り組んでいくのか。

次に、事業用地の先行取得機能のあり方について質問。視察に訪れた千葉市においては、地価の下落により経済的なメリットが低下したこと等から、平成17年度に土地開発基金を廃止され、翌年度以降、事業用地の先行取得は実施されていない。また、塩漬け土地の利息が市の財政に深刻な影響を与えること等から、第三セクター等改革推進債を活用し、昨年度末をもって千葉市土地開発公社を解散された。「脱・財政危機」宣言を発出されるなど、千葉市の財政は危機的な状況にあり、起債の償還期間は10年以内が基本となっているが、実質公債費比率を早期健全化基準である25%未満に抑制するため、国との協議によってその期間を20年に延長されている。



千葉市視察『土地開発公社の解散について』

現在、大津市における事業用地の先行取得は、土地開発公社の資金または土地開発基金を活用して実施されている。土地開発公社の資金を活用した場合、引取りには用地取得原価に加え、金融機関からの借入金利息額及び事務手数料等の負担が必要になるが、土地開発基金を活用した場合には、用地取得原価を預金した場合に支払われる利子相当額を負担することで引取りが可能となる。大津市土地開発基金は、昭和44年12月に設置され、平成22年度末時点における預金残高は3億426万1610円。保有資産



は8億1846万7820円となっているが、昭和52年11月に3,531万4716円で取得された和邇高城の塵埃処理場用地や平成12年10月に3億421万5000円で取得された和邇北浜の一般廃棄物最終処分用地等、公有財産に移管される見込みのない土地も含まれている。昭和48年に取得されて以降、引取がなされていない事業用地が存在するなど、保有資産の約65%、金額にすると約5億3千万円以上が10年以上に渡って長期保有されている土地であり、平成23年度9月補正予算案においても、その削減に必要な予算が計上されている。大津市土地開発基金条例第3条によると、市長は土地開発基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならないと定められているが、これまでの運用実績をどの様に評価し、長期保有財産の抜本的な解消に取り組んでいくのか。

答 弁（総務部長）

土地開発公社が先行取得した事業用地の長期保有化が全国的に問題となっているなか、本市の土地開発公社においてもその例外ではない。本年4月以後、改めて土地開発公社の経営状況を分析するとともに、公社保有資産の全ての物件について、各所属から先行取得の経緯や現状、そして引取りの手法についてヒアリングを実施した。また、なかなか難しい用途不明確な土地の解消に向けた現状での引取り計画、そして必要となる財源等の歳出を行い、各所管、部局から先行取得事業の必要性や、あるいは土地開発公社を清算した場合の代替措置等について意見を求めた。また、これら長期保有資産の削減については、引取り計画に基づき、解消を進めるとともに、用途不明確な土地について、他の事業での代替地や他の事業による活用等、庁内的に照会し、利活用を検討している。引き続き、今後、財政健全化法による指標や、市債残高の状況、ならびに中期財政計画の見直しの状況から、第三セクター等改革推進債を活用した場合の費用対効果等を検証していく予定である。

また、9月補正予算案において、監査法人等による土地開発公社の経営状態および資産、債務の状況や本市財務事情を総合的に検証し、将来における債務拡大リスクの軽減を図るための検討経費を計上した。そして、これらの検討結果を踏まえながら、遅くとも今年度中には、外部の有識者を含めた検討委員会を設置したいと考えている。

最後に土地開発基金の活用事業については、自主的、主体的な地域づくりの推進と生活関連の社会資本整備の拡充を図るため、先行取得を実施してきたところであるが、社会情勢の変化や、事業化への合議がなかなか得られず、土地開発公社同様、長期的に保有している土地が存在している。今年度は、現在取り組んでいる土地開発公社のあり方と合わせて、同基金の保有資産の全ての物件について、各課のヒアリングと現地調査をおこなった。今後も計画的な引取り計画を策定しながら、同基金の健全な運営に努めていきたいと考えている。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

塩漬け土地の金利負担を抑制するため、
大津市土地開発公社の清算を促します。

谷ゆうじ質問関連報道

大津市土地開発公社 廃止も検討 利子年1億円超
 「塩漬け」1万6400平方メートル
 読売新聞 平成23年9月14日(朝刊)
 土地開発公社 廃止検討 大津市
 バブル後 負債膨らむ
 朝日新聞 平成23年9月21日(朝刊)

コメント

「第三セクター等改革推進債」とは、第三セクター等の整理または再生に伴い自治体が負担する必要がある経費について、地方債の発行を認める制度。塩漬け土地の利息をこれ以上増幅させないためにも、土地開発公社の清算を促し続けます。

② 視点

まちの賑わい・市民交流の創造

活力をまもる

近代化産業遺産を活かした まちづくりについて(5月定例会)

びわ湖大津館は、昭和9年に開業した旧琵琶湖ホテル本館を改修した施設であり、平成19年には、外貨獲得と近代日本の国際化に貢献した観光産業創世記の歩みを物語る近代化産業遺産群を構成する遺産に認定された。当時、大津市は長い歴史と琵琶湖畔に位置する地形から、遊覧都市を目指すべき都市像として掲げており、官民共同出資により建設された旧琵琶湖ホテルはその実現に向け大きな役割を果たしてきた。現在、びわ湖大津館は、財団法人大津市公園緑地協会が指定管理者として管理を行っている。隣接するイングリッシュガーデンには、バラをはじめとするさまざまな草花が咲き誇り、ローズフェスタが開催されるなど、年間を通じてさまざまな自主事業が実施されている。しかしながら、昨年度における貸し会議室の稼働率は、半数以上の部屋において1割未満、最も低い部屋では2%未満であり、眺望の期待できる部屋の稼働率は対照的な結果となっている。びわ湖大津館は、旧琵琶湖ホテルとして建設されて以降、現在に至るまで、さまざまな形で大津のまちづくりに寄与してきた。施設が立地する柳が崎湖畔公園は、日本



びわ湖大津館(旧琵琶湖ホテル)

の歴史公園100選に選定されるなど、大津市を代表する公園であり、平成23年度中には護岸整備が完了し、砂浜と一体になった利用が可能となる。次年度、びわ湖大津館は開設10年目を迎えることになるが、都市公園法における体験学習施設としての機能充実に図り、本来の設置目的に即した利活用を促進すべきである。年間を通じての稼働が見込めない貸し会議室については、協力協定を締結する大学や体験学習に取り組む各種団体との協働の場と位置づけ、船が寄港できる棧橋が目の前に設置されていることから、びわ湖大津館は琵琶湖をテーマにした環境学習旅行にふさわしい施設であると考えられる。大津市は、びわ湖大津館の現状をどのように

評価し、今後どういった形でまちづくりに生かすべきと考えているのか。

2点目、琵琶湖疏水について質問。明治23年に竣工した琵琶湖疏水の関連遺産は、平成19年に京都における産業の近代化の歩みを物語る琵琶湖疏水などの近代化産業遺産群を構成する遺産として認定されている。大津市に所在する遺産のうち、三井寺町に位置する第1疏水第1トンネル東口の扁額を記したのは初代内閣総理大臣伊藤博文であり、さまざまに変化する光景はすばらしいことを意味する気象萬千という文字が書かれている。また、藤尾奥町に位置する西口の扁額を記したのは、明治の元勲山縣有朋であり、当時わが国最長であったこのトンネル工事が、京都のみならず日本の近代化に大きな役割を果たしたことを後世に伝えている。工事の促進を図るために掘られた2本の立て坑を含め、同第1トンネルの東口及び西口は国指定の史跡にも指定されているが、大津市においては琵琶湖疏水の歴史的価値を市民や来訪者が知る機会が少ないと考える。大津市観光交流基本計画アクションプランにおいては、産業観光の推進は施策項目に掲げられ、琵琶湖疏水は大津を知る上で貴重な観光資源と位置づけられている。産業遺産をテーマとした観光ルートの策定に取り組むとされているが、今後どのような形でこれに取り組むのか。

3点目、旧逢坂山隧道について。明治13年に竣工した旧逢坂山隧道の東口は、平成21年に山岳、海峡を克服し全国鉄道網形成に貢献したトンネル建設などの歩みを物語る近代化産業遺産群を構成する遺産として認定をされた。このトンネルは、日本人の技術者、技能者が主体となって設計施工を行ったわが国最初の山岳トンネルであり、竣工を記念して時の太政大臣三条実美が記した扁額を入り口に見ることができる。日本の技術史上大きな意義を持つトンネルとして、昭和35年に鉄道記念物にも指定され、JR西日本が案内看板を設置されていますが、敷地の入り口には鎖がかけられ、来訪者が自由に近づける状態になっていないことを、平成21年6月定例会で指摘した。トンネル入り口付近に設置された廃棄物減量推進課が管理する倉庫は解体される予定と認識しているが、今後どういった方針で地域活性化に役立つ遺産として周辺整備を行っていくのか。

答 弁（都市計画部長）

びわ湖大津館については、会議室の稼働率が低迷し、来館者も減少していることから、この恵まれた資源をさらに生かす、新たな視点での運営の検討が必要と考えている。びわ湖大津館は来年、開館10周年を迎えるが、本年度中には柳が崎湖畔公園の旧水泳場跡の砂浜への回遊園路も完成する。これを機に指定管理者を含め、民間企業や大学、市民団体の皆様と検討組織を設け、水と親しむ

体験イベントの開催や環境学習の場の提供等、新たな集客につながる利活用の可能性を模索していきたいと考えている。

答 弁（産業観光部長）

琵琶湖疏水については、昨年度、疏水竣工120周年を記念して、「琵琶湖疏水の歴史散策」と題する冊子が京都の民間団体により作成され、(社)京都市観光協会や京阪電気鉄道(株)等が連携し、琵琶湖疏水の本市三保ヶ崎取水点から京都市鴨川間を活用した散策イベントが開催された。本市としても、大津の魅力の一つである琵琶湖を活用した事業であり、アクションプランのテーマである「大津おもてなしとびわ湖と水の物語」を推進する意義ある取り組みであることから、今後は、この事業が継続される場合には連携策が必要であると考えており、京都市や関係団体等と連携した他に琵琶湖疏水を活用した事業についても検討していきたいと考えている。

また、琵琶湖疏水と周辺にある旧大津公会堂や中心市街地の町家など他の地域資源との連携を図るルートをはじめ、鉄道軌道としての旧逢坂山隧道と、明治22年、瀬田川に架橋され、東京と大阪間が1本のレールで初めて結ばれたとされる瀬田川鉄橋などの鉄道ファンには興味あるルートなど、複数の産業遺産等の広域連携や情報の一元的提供についても検討していきたいと考えている。

次に、旧逢坂山隧道については、近代日本建設のため、明治の先人たちの英知と努力の結晶であり、大津の魅力を伝える観光資源の一つであると認識している。しかしながら、広く来訪者の利用を図るためには、本市企業局が所管する水道施設の安全対策のほか、当隧道を所有・管理しているJR西日本や隧道内部を利用する地震研究機関の施設の維持管理面及び利用実態、また意向等を把握した上で、これら関係機関と調整する必要があると考えている。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

旧琵琶湖ホテルなど近代化産業遺産を
活かしたまちづくりに取り組みます。

コメント

びわ湖大津館については、さらなる活性化策を検討する委員会が11月に設置される予定となっています。また、琵琶湖疎水及び旧逢坂山トンネルについては、関係機関との連携が強化されるよう努めてまいります。

③ 湖都に相応しいまちなみ

まちなみをまもる

近江八景でつながる草津市と連携したまちづくりについて(5月定例会)

平成22年2月定例会、わたしは、湖国の象徴である広がりつつながりのある風景を守り育てるためには、隣接もしくは対岸に位置する市との連携を強化し、一体的な水辺の景観形成、歴史的な街道景観の形成に努めていく必要があると考え、近江八景でつながる草津市との連携強化を提案した。これに対し大津市は、近江八景を基軸とした良好な景観形成に向け、草津市と協議を行っていきたいとの見解を示されたが、これまでの間、どのような機会を持たれてきたのか。

草津市は本年6月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、ふるさと草津の心を育む景観づくりに取り組んでいかれることになった。草津市景観計画基本方針においては、景観づくりの基本目標を自然景観、歴史景観、都市景観の三つの視点から設定され、実現に向けた取り組みの方向性の中には、近隣の景観行政団体との連携を視野に入れたものも含まれている。大津市都市計画マスタープランにおいては、自然的、歴史的資源の維持、保全、活用による環境共生都市の実現がまちづくりの目標に掲げられており、両市のさらなる連携は、琵琶湖岸の景観保全、旧東海道に代表される歴史的資源を生かしたまちづくりの広域的推進につながるものと確信する。協議会の立ち上げ等、大津市は今後どういった形で草津市との連携を図り、水文化や街道文化等に対する理念の共有に努めていくのか。

答 弁 (都市計画部長)

草津市との協議実績については、近江八景を基軸とした良好な景観形成に向けて、本市の副市長や草津市長のほか両市の関係部局が集まり、平成22年度に2回の会議を行い、景観についてそれぞれの市の状況や施策などを協議するとともに、それに前後して、事務レベルにおいても打ち合わせを重ねてきた。本市としては単に隣接しているだけではなく、近江八景や旧東海道を通じて大変深いつながりがあるという共通認識を持った上で、今後、琵琶湖岸の景観や旧東海道を生かしたまちづくりにおいて連携していきたいと考えている。



歌川広重「矢橋の帰帆」(草津市 矢橋公園)

草津市との連携強化については、ともに受け継いでいく貴重な財産である近江八景に代表される琵琶湖の景観、また旧東海道の歴史的な景観、それぞれの景観形成のあり方をともに検討し推進していくことが大切であると考えている。そのためには、これまで実施してきた会議を継続的に開催するだけでなく、担当レベルでの意見交換や情報交換をさらに密にして行い、これらを積み重ねていくことにより、今後、地域を越え、将来の市民に継承する魅力ある景観づくりができるような仕組みをつくってきたい。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

琵琶湖岸の景観をまもるため、近江八景で
つながる草津市との連携を目指します。

コメント

大津市と草津市の連携が次世代に渡って継続されるよう、今後は共有されるべき理念の明文化に努めてまいります。

4 視点 市政運営の透明性向上

透明性をまもる

コンプライアンス条例の制定に向けた 取組みについて(5月定例会)

前任期の4年間、職員が関係する事件や不祥事が相次いで発生し、その都度、市長からは、綱紀肅正を図り再発防止に取り組んでいく決意が述べられた。公務員倫理研修の実施や入札制度改革等に取り組んでこられたが、大津市における公益通報者保護制度は十分に機能しているのか。公益通報者保護法は平成18年4月1日に施行され、大津市においては平成19年1月1日に大津市公益通報処理に関する要綱が施行された。事業者として内部の職員等から受ける通報と権限ある行政機関として外部の労働者から受け付ける通報に区分され、現在その通報窓口は総務部職員課に設置されている。内部通報については、公益通報者の保護を図るとともに、法令違反行為等の発生を防止し、または法令違反行為に対して措置等を講ずることにより、市政に対する信頼を確保することを目的としているが、今日に至るまで通報件数はゼロ件であった。不正がないのか、通報しづらいのか、それとも周知不足なのか、職員を対象にアンケート調査を行うなど実情の把握に努め、必要であれば通報窓口を法律事務所に設置するなど要綱の見直しを行うべきと考えるが、本市の見解は。

また、新潟市では、公共工事をめぐる官製談合事件をきっかけにコンプライアンス条例が制定され、公益通報制度や市議会議員らの陳情紹介等について新たにルール化が図られた。コンプライアンスを組織文化として浸透させるため、庁内にコンプライアンス委員会を設置するなど、事件の再発防止に徹底して取組まれ、法律の専門家から成る法令遵守審査会が市長の附属機関として設置されている。大津市においても、公正な職務の執行を確保するため、公益通報制度や不当要求行為への対応について規定する条例の制定に向けた検討を開始し、市政への信頼回復に努めるべきと考えるが、本市の見解は。

答 弁 (総務部長)

公益通報制度については、これまでからも所属に対して公益通報制度の周知に努めてきたところであるが、現在まで当制度による通報の実績はない。これは、本市の制度上、通報者自らの氏名を



名乗ることを要件としていることが主な要因であると考えている。

市民病院での不祥事を受けて設置した、大津市入札事務適正化検討委員会においても、公益通報制度の重要性を改めて位置づけているところであり、この2月に一定の方向を出したことを受け、改めて所属長に通知し、公益通報者保護制度の活用の周知を図ったところである。なお、職員課には匿名による通報や文書や電話等で寄せられているのが実態であるが、その内容に応じて適切に内部調査を行うほか、外部からの通報については、所管官庁への報告を行うなどしている。

コンプライアンス条例の策定については、職員にはそもそも地方公務員法第32条において法令遵守義務が規定されている。また、本市においては、不当要求行為等への対策、さらには公益通報制度については、要綱を定めて取り組んでいる。今後とも引き続き、公務員倫理の確立をはじめ、公益通報制度の実効性を高める方策や法令遵守に向けた組織体制など、そのあり方について総合的な見地から調査検討をしていく。

谷ゆうじ質問関連報道

「内部告発」通報ゼロ 07年度導入後
実名要因、見直しへ

京都新聞 平成23年6月10日(朝刊)

内部統制の体制整備に向けた 取り組みについて(9月定例会)

退職所得に係る市県民税の納付を担当する職員が、平成22年1月14日から同年11月11日までに受け取った、株式会社ゆうちょ銀行発行の振替払出証書で納入された分のうち6件について、本来なら現金化して市に納付すべきところ、納付せずに横領するという事件が発生した。当該職員は平成23年6月23日付で懲戒免職となったが、納税者の信頼を大きく損なう事件であり、当時の上司であった総務部長、税務長、納税課長も処分の対象となった。大津市においては度重なる職員の不祥事を受け、総務部内にコンプライアンス推進室を設置され、「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定に向けた検討が進められているが、内部統制の体制整備に向け、どの様に取り組んでいくべきと考えているのか。地方公共団体の内部統制体制の整備については、平成23年1月に総務省から示された「地方自治法抜本改正についての考え方」の中でも明記されており、今後、内部統制の目的である「業務の有効性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の順守」「資産の保全」の達成に向け、さらなる取り組みが必要になってくると思われる。まずはリスクマネジメントのあり方について全庁的な理解を深め、体制整備に取り組むべきと考えるが、大津市の見解は。

答 弁 (総務部長)

度重なる不祥事を受けて、職員等の法令順守の確立のために、現在、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の提案に向けて、鋭意取り組んでいる。この条例素案では、「職員等の公正

な職務の執行に関する基本原則」というタイトルの章を設け、そのなかで、行政組織の基本原則として、行政組織は一つめには、風通しの良いものでなければならないこと、二つめには職員間における連絡報告が密にされなければならないこと、三つめにはセクト主義に陥らないこと、四つめには旧来の慣行にとらわれず、市民の目線に立った風土が醸成されなければならないこと、といった規定を設けようとしている。

また、職員等は職責を全うしなければならないという規定を設けるとともに、事なかれ主義を廃止するとともに、その管理監督者は職員倫理の保持及び法令順守において中心的な役割を果たさなければならないと規定し、組織一丸となって、こうした基本原則が守られるよう、職員研修や啓発に取り組まなければならないとしている。いうまでもなく、この条例は実効性が重要であると考えている。制定に合わせて職員研修を徹底して行い、各職場において自主的なリスクマネジメント体制が築けるよう、職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていきたい。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

議員による口利きを禁止する条例を制定し、
しがらみに左右されない市政を目指します。

コメント

現在、大津市議会政策検討会議においても、大津市議会議員政治倫理条例の制定に向けた検討が進められています。両条例が効果的に機能し、市政運営の透明性が向上するよう努めてまいります。

5 防災・減災力の向上

命をまもる

家具転倒防止器具の設置率を 向上させる取り組みについて(9月定例会)

1点目は、補助制度の実績と今後のあり方について。大津市は地震発生時において、家具の転倒による被害を最小限に抑えるため、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、家

具の転倒防止器具を無料で設置する事業を実施している。事業初年度の平成22年度においては、137世帯の木製家具に転倒防止器具が設置され、最終年度となる本年度においては、8月の募集期間終了時点において223世帯から申し込みがあったが、見込んでいた500世帯に満たなかったため、10月には追加の2次募集が実施される予定となっている。高齢者を対象にした防災施策の推進に寄与する事業であると評価をしているが、壁などに穴を開けて

設置する方法であることから、家屋の所有形態や構造等が要因となって制度を活用できない世帯もあり、また、家具に穴を開けたくないという理由から、キャンセルされる世帯もあったと伺っている。大津市は当初予定していた件数よりも、申し込み数が低迷している要因をどのように分析されているのか、本市の見解を問う。

現在、家具転倒防止器具の助成事業は全国で様々な形で実施されており、東京都市長会及び町村会においては、震災時における人的被害を最小限に抑えることを目的に、平成21年度から23年度の3カ年で、全世帯の5%にあたる世帯に家具転倒防止器具を設置することを計画され、事業最終年度となる今年度は、東日本大震災の発生をうけて、設置目標数を10%に引き上げられた。視察に訪れた府中市においては、突っ張り棒や家具転倒防止板等、家具を傷つせず、取付けが煩雑でない15種類の転倒防止器具を支給対象とされ、それぞれにポイント数を設定し、上限とするポイント数まで支給が受けられる方式を採用されている。不足する分については、自己資金での購入を希望される世帯も多いと伺い、地震対策への注意喚起をおこなう上においても有効な事業であると感じた。また、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等を対象とした取付けの支援も実施されており、現時点において、設置目標数であった全世帯の10%を越えたと伺っている。



府中市視察『家具転倒防止器具助成事業について』

平成21年度に内閣府がおこなった「防災に関する特別世論調査」によると、大地震に備えてとっている対策のうち、「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」と回答のあった割合は約26%という低い結果であった。しかしながら、平成22年度に東京消防庁が作成した「家具の転倒・落下防止対策ハンドブック」によると、近年発生した大地震では負傷者の約3割から5割の方が室内における家具類の転倒、落下物によって怪我をされており、家具転倒防止器具の設置率向上は、本市においても喫緊の課題であると考え。高齢者のみの世帯を対象にした家具転倒防止器具の補助事業は本年度で終了となる予定であるが、今後はより簡易に設置できる器具の採用も検討し、対象となる世帯も拡充して事業を

実施されてはと考えるが、本市の見解は。

次に、防災管理対象物における取組みと公共施設における取組みについて。地震等の災害による被害の軽減を図るため、消防法令で特に必要と定められた用途で、一定規模以上の建物については、防災管理上必要な業務の実施が義務付けられている。このうち、管理権限者から選任された防災管理者は、地震発生時における家具類等の移動、転倒及び落下を防止するための措置をはじめ、地震による被害の軽減に関する事項等を、防災管理に係る消防計画に定めなければならない。平成21年6月に改正消防法が施行されて以降、大津市消防局管内における防災管理対象物においても、防災管理点検資格者による点検が実施され、報告書の提出があったと理解している。家具類等の移動、転倒及び落下を防止するための措置状況について、大津市消防局はどのように評価しているのか。大津市が保有する施設を含めた見解を問う。



また、大津市が保有する施設については、地震発生時における施設利用者等の安全を図る観点から、消防法の適用をうけない防火対象物についても、家具類等の設置状況についての実態調査をおこない、必要な措置を講じるべきである。行政が率先して家具等の転倒防止に取り組むことは、市民への啓発にもつながると考え、見解を問う。

答 弁（健康保健部長）

家具転倒防止器具の設置の申込が当初予想したほどに伸びない要因について。確かに、壁や家具に穴の開く問題もあるが、内閣府の「防災に関する特別世論調査」によると、家具を固定しない理由の第1位は「面倒だから」というものであり、やはり防災に関する市民意識の低さが大きく背景にあるものと考えている。

対象となる世帯の拡充については、平成22年4月に施行された大津市防災対策推進条例においても、家具の固定など、身近な地震対策を行うことは、まず市民自身の役割として規定されている。こうした中で実施したこの事業は、自力で器具を取り付けることが困難である高齢者世帯を対象として、その安心安全な生活環境を確保するため、緊急雇用創出特別推進事業費補助金を活用して2年限定で取り組んだものである。予定どおり、今年度限りで事業を終了することとし、来る10月の2次募集に全力を挙げていくが、今後は広く市民の防災意識の向上を図っていくことが大切な課題であると感じている。

答 弁（消防局長）

防災管理制度については、大規模高層建築物等における地震等の災害による被害の軽減を目的に制定されたものであり、消防局としては、該当の37事業所に対して防災管理に関する必要な指導を行っている。各事業所における防災管理の状況については、該当事業所の35事業所から防災管理に係る定期点検の結果報告書が提出されており、この中には、市役所と市民病院が含まれている。また、家具類等の移動、転倒及び落下を防止するための措置、いわゆる転倒防止対策については、定期点検の結果報告書によると、うち9事業所において不備がある旨の報告がなされている。このうち、市民病院において一部不備があるとの報告を受けているが、現在、管轄の消防署の指導により、順次改修が進められているところである。消防局としては、定期点検結果の適否にかかわらず、すべての該当事業所の関係者に対し、地震による被害の軽減を目的とした転倒防止対策の重要性を具体的に説明させていただき、意識啓発を図り、防災管理体制の強化に努めていく。

答 弁（総務部長）

市役所が率先して家具類等の転倒防止施策を行うことは、防災事業推進に大きく寄与するものとの考える。まずは庁内の政策監、次長級で組織する危機防災連絡調整会議を通じて実態調査をおこない、必要な措置を計画的に進めていく。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

地震発生時における**家具類の転倒**を防止するため、補助制度の拡充に努めます。

コメント

高齢者世帯を対象にした家具転倒防止器具の補助事業は本年度で終了となりますが、設置率の向上は本市においても喫緊の課題と考えます。他の防災事業の実施状況を踏まえ、引き続き提言を行なってまいります。

6 視点 市民本意の環境対策

環境をまもる

農業の適正使用に向けた
取り組みについて(9月定例会)

1点目、平成23年度大津市農薬危害防止運動について。昨年度における大津市農薬危害防止運動については、庁内における連携が十分に図られなかったこともあり、保健所を設置する中核市・大津市として課題の残る結果となってしまった。今年度は7月1日から9月30日までが実施期間となっているが、どのような実施体制のもとで運動を推進されているのか。実施要領に定める実施事項の取り組み状況と合わせて伺う。

2点目、教育施設における適正な樹木管理のあり方について。平成23年度から市有施設における維持管理については、「大津市施設などにおける農薬・殺虫剤など薬剤適正使用ガイドライン」が適用されるようになった。このガイドラインは、農薬、殺虫剤など薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民などに健康被害が生じないように配慮し、環境への負荷の低減を図る取り組みを市が率先して推進することを目的としており、解説編に詳しい説明

がなされている。共通事項として、定期的に薬剤を使用するのではなく、病害虫などによる被害の早期発見に努め、発生状況に応じて適正に防除することが原則として定められているが、薬剤の使用方法や使用時期について、さらなる理解が必要と思われる事例が一部教育施設において確認された。

東京都世田谷区教育委員会の場合、平成15年度より農薬使用による樹木の害虫駆除を原則的に取りやめ、無農薬での管理を実施されている。例年、毛虫が発生する時期になると、教育委員会から各小中学校及び幼稚園の樹木管理担当者に対してメールが送信され、樹種毎に発生する主な毛虫の種類や毒性の有無等が案内される。見回りにより発生が確認された場合には、剪定除去で対応することを基本とされており、実際に農薬散布はおこなっていないとのことであった。

今後、大津市教育委員会はどのような方針で病害虫などによる被害の早期発見に努められ、発生状況に応じた適切な防除に努めていかれるのか。先ごろ策定された「市有施設の室内等における化学物質使用に関するガイドライン」の内容を踏まえて見解を問う。

答 弁（産業観光部長）

昨年度の実施状況を踏まえて、今年度の全庁的な取組体制がとれるよう、農林水産課と保健総務課が中心となり、関係課と連携を図りながら運動に取り組んでいる。また、運動を開始するにあたり、全所属長宛てに実施要領を通知して、周知を図るとともに、8月5日には職員向けに農薬の適正使用に関する研修会を開催し、市有施設等における薬剤の適正使用について、周知徹底を図ったところである。

実施要領に定める実施事項の取り組み状況については、主な内容として、広報等を活用した啓発活動として、広報おおつや市のホームページに、農薬の安全、適正使用に関する情報の掲載、農薬の安全、適正使用による危害防止対策として、薬剤の適正使用に関する研修会等の実施、散布作業従事者の健康管理としては、レーク大津農業協同組合へ散布作業における注意を依頼するなど、それぞれ取り組みを行っているところである。今後この運動がより効果的に実施できるように、今年度の取り組み状況も検証し、なおかつ実施内容等を見直し、また改善をしながら取り組んでいきたい。

答 弁（教育長）

学校施設における樹木の管理については、平成23年4月1日に策定された、「大津市施設などにおける農薬・殺虫剤など薬剤適正使用ガイドライン」に沿って進めることを、学校、園に周知徹底

して実施している。特に、例年多くの害虫が発生していた学校、園については、年度当初に、また、日常については、定期的に教職員による見回りをするなどして、捕殺や剪定、伐採を基本に対処している。なお、やむを得ず薬剤を使用する場合については、化学物質過敏症の方もおられることから、近隣住民へ周知し、周辺に対する安全対策や使用量などに配慮している。今後も前年度の害虫発生状況を把握したうえで、年度当初の強剪定や伐採を積極的に進めるとともに、日常の見回りを強化し、早期発見による捕殺や剪定に努めていきたい。

タニフェスト 谷ゆうじの約束

薬剤の過剰な散布が公園・学校などの環境を悪化させないように努めます。

コメント

前任期からの取り組みにより、「大津市施設などにおける農薬・殺虫剤など薬剤適正使用ガイドライン」(農林水産課所管)及び「市有施設の室内等における化学物質使用に関するガイドライン」(保健所保健総務課所管)が策定されました。両ガイドラインに基づく施設管理が適正に行なわれるよう、今後もチェックを続けてまいります。

予定



健康で安心して暮らせる社会

健康をまもる

健康寿命の延伸に向けた取組みについて

(11月定例会 質問予定)

2010年に世界保健機構(WHO)が発表した統計結果によると、日本人の平均寿命は男性で79歳、女性86歳(2008年時点)となっていますが、健康で自立して暮らすことの出来る期間を意味する「健康寿命」は男性が73歳、女性が78歳(2007年時点)となっています。

平成23年2月、厚生労働省は健康寿命をのばすため、「スマート

ライフプロジェクト」を開始しました。平成20年度から生活習慣病予防等を目的に実施してきた「すこやか生活習慣国民運動」をさらに普及し、発展させるためのもので、企業・団体と連携を図りながら「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」の取組みを推進するものです。全国平均を上回るスピードで高齢化が進行する大津市にとって、健康寿命の延伸は重要課題の一つであり、国・県が実施する事業を踏まえながら、より積極的に推進すべきと考えます。

現在、大津市においても健康寿命の延伸につながる様々な事業が実施されていますが、各種計画における位置づけの見直しをおこない、さらなる充実が図られるよう、来る11月定例会において提案をおこないます。